経典餘師

小學之部

一

口 11
1029
12

門口11
號1029
卷12

小學卷之三

敬身第三　君子ハ身ヲ敬畏ヲ以テ重ズルコト此段敬ノ事ヲ明ラカニ記ス

敬身第三

孔子曰。君子無不敬也。敬身爲大。

身也者。親之枝也。敢不敬與。不能

敬其身。是傷其親。傷其親。是傷其

本。傷其本。枝從而亡。

孔子の曰く君子敬せざること無し身を敬すること大なりと為す身也者は親之枝也敢て敬せざる可けんや其身を敬すること能はざれば是其親を傷へ其道を傷へ是其本を傷へ其本を傷へば枝從つて而して亡ぶ也

聖模を仰ぎ賢範を景ひ。此篇を述ぶ

て以て蒙士に訓ゆ

範述此篇以訓蒙士

右聖人の御詞ある
を以て朱子ここに
て此篇と述べ
ここの聖賢の禮義模範を仰景慕ふべきなり

丹書に曰く敬勝者は吉怠勝者は滅義欲勝者は凶義に勝者は從ふ。

丹書曰敬勝怠者吉怠勝敬者滅義欲勝義者凶

丹書は大公望より傳
て黄帝の道を載
書なりすべて敬
と義理の心と
欲心に勝てこと
義理とを
欲心に勝てこと
ここに
ここに
ここに

財に臨で苟くも得ざる事なし。母難に臨で苟くも免るること母れ。狼て勝を求ること母れ。分て多を求ること母れ。疑事は質し母れ。直にして而して有すること勿れ。

孔子の曰く。非禮は視ること勿れ。非禮は聽くこと勿れ。非禮は言ること勿れ。非禮は動ること勿れ。

門を出て大賓を見るが如く。民を使ふ大祭に承るが如し。己れが欲せざる所は人に施すこと勿れ。㊈

居處は恭しく。事を執て敬。人與るは忠。夷狄に之くと雖も棄つべからず。

言は忠信。行は篤敬。蠻貊之邦と雖も行はるべし。

場所へ入り立ち座する等。非禮のごとくに觸れざるやうに致すこと。

と。深く考察べし。只ひとつの非禮に心を留ざるべし。題を仁心とすべし。

出門如見大賓使民如承大祭己所不欲勿施於人

心は。常に輕薄ならざるやうにし。身を敬慎べし。起居擧動は。門戸を出るときの心を持て輕べし。門戸を出るときは。大賓を遇る禮義のごとく容を正し。又人民を使ふときは。重愼敬べし。神事大祭の時事を承るがごとくすべし。

恭執事敬與人忠雖之夷狄不可棄

常に身を恭しくし。場所に居べし。敬畏て諸事を執り。忠を以て人に與るべし。道

安樂の場に安坐て。それに拘泥ことなく心ど。そげもし義理と重し心を遷うて台心惰かとて。

臨財母苟得臨難母苟免狠母求勝分母求多疑事母質直而勿有

財寶の場所に臨て。義理にあくまでぬるいと。苟且にも得へうべからず。一大事ともいふべき難義とみくも道ならば身を退ざるなり。決して其場を免かどとすべからず。道ふそなけ狠て人に勝んそと思さるべし。物を分て己が方へ多とりあざる心に關をくべし。それかに遂貿とすべからず。何事と雖も直當りて我有りとするまでをそうべし。

○孔子曰非禮勿視非禮勿聽非禮勿言非禮勿動

聖人の仰に凡そ人の道は禮義を守り目に視耳に聽口に言身に動の四に就て。非禮なしと。然して四の中。視と聽とは輕く言と動とは重し。四ながら非禮の擧動とは重かりもうれども四ながら非禮の

蠻貊之邦行矣言不忠信行不篤敬
雖州里行乎哉忠とは心底をつくすこと。信とは
たがはざること。篤とは厚くすること。輕薄なる
の行はれざることを。州里とは遠き所を
いふ。今日人たるの言は忠信篤敬の〇君子有九
思視思明聽思聰色思温貌思恭言
思忠事思敬疑思問忿思難見得思
義君子常に心を正しくして肝要として思ふこと
九つ。第一は目に視ること明白ならんと思ふ。私欲
にくらまされざるやうに。第二に耳に聽くこと聰
ふかからんと欲ふ。第三は顏色は温潤なると
要す。第四は貌は恭敬を要す。第五に言は忠なると
事とをとろくべからず。七つに疑ふべからず問明
をくべからず。八つに難とおもふことあらば。九つに不
心忿懥あるべからず。九つに得ん事を思ふ。義
を得ずんば逢ふべからず。これ義ならざれば正しく專一
にせよ。

曾子曰く。君子道に貴む所の者三。容貌を動して斯に暴慢を遠ざく。顏色を正くして斯に信に近づく。辭氣を出して斯に鄙倍に遠ざる

〇曾子曰君子所貴乎道者三動容貌斯遠暴慢矣正顏色斯近信矣出辭氣斯遠鄙倍矣曾子の御詞なり。君子の道に貴ぶべきは。常に動靜容貌の正しくあるべきなり。又顏色の正しくあるべきなり。又辭氣を發するに二品あり。表つきふるまひをして胸中も亦つゝしみ敬ふの如くなるべきなり。又雜談等に付て理に倍けざるやうにあるべきなり。

曲禮に曰く。禮は節を踰えず侵侮を不好で狎不身を修め言を踐むと

〇曲禮曰禮不踰節不侵侮不好狎修身踐言謂之善行禮は各の身の分限をさだめ。學ぶ人の擧動作法の大概なり。又我が節に踰過さざるやう又

善行ヽ謂

樂記曰。君子好聲亂色聰明ニ留メ不。淫樂慝禮心術ニ接ヘ不。惰慢邪辟之氣身體ニ設ケ不耳目鼻口心知百體ヲ。皆順正ニ緣テ以テ其義ヲ行ヲ。之ヲ使ム

於

孔子曰ク。君子食飽ト求ルコト無。居安ヲ求ルコト無。事ヲ敏テ而言ニ愼ム。有道ニ就テ而正ス學ヲ好ヲ謂可已

而

於

而

焉

而言ニ愼ム。有道ニ就テ而正ス學ヲ好ヲ謂可已

而

於

而

焉

管敬仲曰。威ト畏ト。疾ノ如キ民之上ニ也。懷ニ從フ流ノ如キ民之下ニ也。懷ト畏ト民之中ニ也

愼於言就有道而正焉謂好學也

已君子ノ志意ヲ。宅ノ處ニ求ルコト。家造奇麗ヲ。安逸ナラン心ヲ。務ル事ニ敏ナルコト。愼テ言ヲ。就テ正ス。ニ

君子食無求飽居無求安敏於事而

樂ハ。美味珍物ニ飽キ。ヲ。正ス。順從シテ行狀ヲ。

孔子曰。

義アラハ。耳聰シテ正ク。能キ聽ヲ。明ニ視ルノ。淫亂ナル音ノ。奸邪ノ。

邪辟之氣不設於身體使耳目鼻口

心知百體皆緣順正以行其義

君子ノ德ハ別

管敬仲曰。威ト畏ト。疾ノ如キ民之上也懷ニ從フ流ノ如キ民之下也懷ト畏ト民之中也

之上也從懷如流民之下也懷民之中也

齊ノ賢人管敬仲ノ語ナリ。今時公儀ノ法度刑罰ヲ。畏テ心ニ。懷テ行ノ義理ヲ。動ヲ。止ルコト。ソレニ。流テ我ヲ。疾ムナラハ。民ノ上ニモ。民ノ下ニモ。又心ニ。懷欲トスルコト。又法度刑罰ノ威嚴ヲ。思テ見ル。察テヤルヘシ。

右心術之要を明

冠義に曰く、凡そ人之人爲所以の者は禮義也禮義之始は容體を正し顏色を齊へ辭令を順にし而して後禮義備る以て君臣を正し父子を親しみ長幼を和ぐ君臣正しく父子親しみ長幼和ぐ而して後禮義立

右明心術之要

冠義曰凡人之所以爲人者禮義之始在於正容體齊顏色順辭令容體正顏色齊辭令順而後禮義備以正君臣親父子和長幼君臣正父子親長幼和而後禮義立

禮記の冠義篇にある語

人の萬物の靈たる故なる禮義の始は身の容體を正くし顏色と齊へ辭令を順にするにあり禮義と離るゝ事なく義理に順從するを以て君臣父子長幼少との序

曲禮に曰く、側聽するは母れ敬應するは母れ諾視するは母れ遊荒するは母れ怠倨と母れ立に跛するは母れ坐して箕するは母れ寢て伏するは母れ髮を欽て髮するは母れ冠免して母れ勞するは母れ暑に裳を褰するは母れ

禮義立ありて世の中に

○曲禮曰母側聽母噭應母諾視母怠荒遊母倨立母跛坐

凡そ此以下の數ケ條禮義立ありて世の中に

母箕寢母伏斂髮母髢冠母免勞母

祖暑母褰裳

凡そこれ母字なき耳と側て聽

のものゝごとくして驟く應ふる聲にて驟く應ふるは目を視づらくする身のうち怠荒たるゝ

落ち又倨傲たる邊や又跛立ちそうろう又兩足とひらき出して箕形のごとくするの又倨伏に寢べらべらと髮を斂て必ず垂髮なだらかならしむるの髮を免べらべらと冠を免べらべらと勞出ものうき祖褐ことごとく暑氣の時節なりとも肩を引褰しく右の条々ことごとくきなり

應母遊視母箕寢母伏斂髮母髢冠母免勞母祖暑母褰裳

凡そ

城上不呼將適舍求母固將上堂聲

○登城不指

城に登て指さす不

城上ふの呼つゝ不

將に舍に適こ將

必揚戶外有二履言聞則入言不聞
則不入　城ふうごうす高処へ登ていひつけ又
高聲に人を呼べうらべ誰某ありやうと人々
時そゝれ適て舍坐席へばとの所が好ようと固求む
内談等のごく遠慮こゝろえ為かり
○將入戶視必下入戶
奉扃視瞻毋敧毋傾毋閒戶開亦開戶闔亦闔
有後入者闔而勿遂毋踐屨毋踖席
摳衣趨隅必慎唯諾　戸口の入やうハ目づうに下と視べし戸口を入て
屨を踐ゝ毋れ扃の木を手すさみ神やる
なり。内へ入てハ目視とうゝ回禮となれ
そ始ゝろうゝとを戸開あるゝ開をうべし。闔てうゝハ
おうゝ押やり遂ようゝとうゝ人の屨を踐ゝ毋れ。席
坐席を踖ぐぼさて多人の坐席ありこゝろ。席と
踖ざるが為に衣と引摳て隅より趨て臨が坐席
かり。その時くゝ心と慎ゝ氣を甘ゝてやうもてり人のまれ
そへたるもそゝ唯諾のごとゝ心得て歩べゝゝ

禮記曰君子之容舒遲見所尊者齊遬足容重手容恭目容端口容止聲容靜頭容直氣容肅立容德色容

莊　君子ハ急遽ゝそゝの容の舒遲やうとたゝくしやう尊
むもへんの者と見てハ恭敬ありうと姿齊肅遬ごこゝもとぐ
足の歩容ハ重ゝうぐふ手のすぐゝい恭ゝくうぐうぐ
口のかゝうゝ多ようごぐぐ止下氣ぐゝい肅ありぐぐ立ゝ

肅。立容ハ德。色ハ容ノ莊
曲禮ニ曰ク。坐スルニ尸ノ如ク。立ニ齊ノ如シ
少儀ニ曰ク密ナルコト窺ハ不。勞ク猶不。舊故ト道不。載色ヲ不。扳來ヲ母ノ報往ヲ母ノ神ト遺ヲ母レ杜ニ循ヒヲ母レ末至未ト則ヲ母レ衣服成器ヲ誓ヲ母レ。臭言ヲ語ト質ヲ母レ（未）ニ飛ル

ラサ〇ーニソ
〇曲禮曰。坐如尸立如齊ノ尸ハ神ヲ祭ルニ齊戒ノ容ヲ用ルニ御幹ヲ用ルニ當リ齊戒ノ容ニ立居トスルニ平生ノ坐立モ此ノ如クニ
〇少儀曰。不窺密不旁狎不戲
禮記少儀ノ篇ノ語ナリ。總テ人ノ隱事ヲ密ナル場所ト窺ヒ人ノ狎ヲ
色母扳來母報往母遺神母循杜母
測未至母誓衣服成器母身質言語

論語ニ曰ク事ヲ內ニ顧ミ不。疾言親指ヲ不。曲禮ニ曰ク凡ソ面ノ上ハ則チ敖リ帶ヨリ下ハ則チ慢ナリ（於）（於）

その事に循ひ。萬事に統ていふ。不知を知ふその事の至ぬ前に心をくばりて測ること。道れそも成就ぬ人の衣服器等のたとへ。理の善惡いふもあれ。已ニ言語とうちいでゝも必ず意見を以てなしつゝ。人ニ質ニ不知ニ斷をくべし。

車中不內顧不疾言不親指車の中にて左右前後を內顧ぐるまはすことなく。疾口に說ことなく。親ものと指示ことなくべし
〇曲禮曰。凡視上於面則敖下於帶則憂傾則姦
對坐のうへ目のうち正直にすべし。上を視ハ敖。下を視ハ憂。傾くハ無禮なり。帶の下へ視ハ姦。
〇論語曰。
憂の姿にて。てい〳〵と傾くハ何ぞ。
〇論語曰。孔子於鄉黨恂恂如也似不能言
鄉黨に於て恂恂ハ如ニ言ニ能ハ不者ニ似タリ。

其宗廟朝廷在て便便言唯謹と爾の朝ありて下大夫與言ふが侃侃如くう。上大夫與言ふが闇闇如くう。㊀

者其在宗廟朝廷便便言唯謹爾朝
與下大夫言侃侃如也與上大夫言
闇闇如也

聖人鄉黨に居るときたゞ恂恂として御容つゝしみ深くして宗廟朝廷政務の場所へ出るも事にたづさわりて論ずるに明白にあざやかなる場所なれども尤も愼みてとゝのへ整へ容つゝしみ深くして言ふこと正しく侃侃如たり朝廷の上格の大夫とゝ言ふときは正しくなごやかなれども其非義とたゞし諫むるの分限たゞしきゆゑなり朝廷

孔子食て語ず寢て言ず

聖人鄉黨に居るときたゞ恂恂として御容つゝしみ深くして宗廟朝廷政務の場所へ出るも事にたづさわりて論ずるに明白にあざやかなる場所なれども尤も愼みてとゝのへ整へ容つゝしみ深くして言ふこと正しく侃侃如たり朝廷の上格の大夫とゝ言ふときは正しくなごやかなれども其非義とたゞし諫むるの分限たゞしきゆゑなり朝廷

語寢不言

聖人食ふときは語ず寢ぬるときは言ず是禮義にあるゆゑなり

㊀士相見禮に曰く君與言ば俯と

孔子食て語ず寢て言ず

士相見禮曰君與言俯と

使ふと言。大人與言ば君に事ふると言。老者與言ば子と使ふと言。幼者與言ば父兄に孝弟なると言。衆與言ば忠信慈祥を言。官に居者與言ば忠臣を言。㊁

人言事君與老者言使弟子與幼者言孝弟于父兄與衆言忠信慈祥與居官者言忠信

凡人と言語ふに小ハ君に事へ萬民と治むるの事に及べり。臣下と使ふときは大夫大人なる人〳〵君に事へ過失と神相ふと言ふときは大夫大人なる人〳〵を慈愛の事をそしへ教ふるの道をそしへ言ふときは老人〳〵の子たるものと慈愛の事をそしへ教ふるの道をそしへ言ふときは幼者のつゝしみ兄にしたがふの道をそしへ言ふときは衆の中にそなはる忠信なる物ごとを述べ言ふなり。官に居人〳〵と言ふときは忠義に萬事信なるごとくと論ずべきなり。今時人の交誼たゞ安逸なるを語るべきにあらず下無益なる人の泄沫なごとくにてもつゝしみ愼むのこゝろをそ

論語に曰く席正ふせざれば坐せず

子齊衰の者と見ると雖ども

正しうふせざれば席かたよりて坐せざるからこそ

㊀論語曰席不正不坐

子齊衰者雖

必變（日見者ニ）瞽者與ヲ見ル勢ヒニ雖ト必ス貌ヲ以テス

凶服ノ者ニ之ニ式ス（負版ノ者ニ式ス）

禮記ニ曰ク若疾風迅雷甚雨有ラバ（必ス變ス夜ト雖モ必ス興ル衣服ヲ冠シ而テ坐ス）

遇ヒ（ハ）ニ逢フ（ハ）○禮記曰ク若有疾風迅雷甚雨則必變雖夜必興衣服冠而坐

天地ハ萬民ノ父母ナリ。疾迅ク風吹雷電トキハ。甚ダ恫レ（ハ）ノ怒ヲ敬畏ヲ懷ヒ。天地神明ノ怒ヲ敬畏ヲ懷ヒ。依テ君子ハ夜ト雖モ必ス興ル衣服ヲ冠シ而テ坐ス

聖人ハ齊衰ヲ着ル者ニ於ヒテハ狎レ（ハ）ス中ニ必ス變ス容ヲ正ス。顏色ヲ變ス。冕ヲ着ル者ニ於ヒテハ狎レ（ハ）ス中ニ必ス變ス容ヲ正ス。顏色ヲ變ス。貴人ニ元ヨリ敬スベク瞽者ニ於ヒテモ恭敬ノ貌アリ。瞽者ヲ敬スベク瞽者ニ於ヒテモ恭敬ノ貌アリ

容貌不具ヲ看ル人ニ逢フ（ハ）ニ車ニ乘タリ（ハ）ト雖モ凡テ凶服ヲ看ル人ニ逢フ（ハ）ニ車ニ乘タリ（ハ）ト雖モ凡テ凶服ヲ看ル人ニ逢フ（ハ）ニ車ニ乘タリ（ハ）ト雖モ軾ニ重ス。

少儀に曰く。虛き
を執て盈と執が
如く。虛こゝろ入て
人有が如く
禮記に曰く。古之
君子必ず玉を佩。
徵角を左にす。宮
羽を右にす。趨
采薺を以て。行に
肆夏を以す。周
旋中規。折
還中矩。進
ベ則ち揖ぜんと
退ら則ち揚ん
然て後玉
鏘して鳴。故
君子車に在ば
鸞和の聲を
聞。行ハ則ち佩
玉を鳴。是を
以て非辟の心
自て入こと無
也

○少儀曰。執虛如執盈入
里に賢人あら
ば慎むそ
○虛如有人
虛ハ器と手に執もの中に物ら
ざるが
如く。人もの
なきが如く
虛室
○禮記
人ありと
雖ども丁寧に慎謹べし
題君子の行ひかり
○禮記曰。古之君子必佩玉。右徵角左宮羽。
趨以采薺行以肆夏周旋中規折還
中矩進則揖之退則揚之然後玉鏘
鳴也故君子在車則聞鸞和之聲行
則鳴佩玉是以非辟之心無自入也

古昔の君子ハ玉
を佩てその聲
を聽て腰に佩ず
ハ玉と貫きて
愛まず。宮羽徵角商の五音あり
詩經にある雙笑の詩乃誤ハその意やうやく低て
邁を趨にその心を取る。肆夏ハ詩經の邁
の意たゞし嚴重なり。依て道と
ゆく行にみぎりなる為にそれ心を取る進ゆくにも
少し揖伏べし退さるにも揚仰べし周旋
折還する規矩あるそ右の故あると
もろ〳〵歩行にその規矩の
自ら入こと
理なりそ
○禮記曰。射者進退周還
必中禮內志正外體直然後持弓矢
審固持弓矢審固然後可以言中此
可以觀德行矣

禮記に射藝の義ともろ〳〵の體の
射義に曰く。射
者進退周還必
ず禮に中る內
志正く外體直
く然て後弓矢
を持こと審固
り弓矢を持こと
審固ふして然て

後以中と言ひ内になくく士心意まで禮に中て正直ならべくそ始初堂を升降てあるしい進まさい退さ相手の人とたがひ此以て德行を觀可(奥)

讓譲て場所の取扱ての術も審固るべきなり又中こゝ巧なる地にて射の儀行狀道に合すること味りべきなり

右威儀之則と明にす

士冠禮始加祝曰令月吉日始加元服棄爾幼志順爾成德壽考維祺介爾景福再加曰吉月令辰乃申爾服敬爾威儀淑愼爾德眉壽萬年永受胡福三加曰以歲之正以月之令歲

士冠禮始加の祝に曰。令月吉日始て元服を加。爾の幼志を棄爾の成德に順へ。壽考維祺介爾の景福を介こゝ再加に曰く上ロ月令辰乃ち爾の服を申。爾の威儀を敬ひ淑爾の德を愼へ。眉壽萬年永胡福を受けん三加に曰歲之正を以て月之令と以て。威爾の服を加。兄弟具に在て以て厥德を成。黃耆無疆。天之慶と受ん

加爾服兄弟具在以成厥德黃耆無疆受天之慶

加爾服兄弟具在以成厥德黃耆無

日の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。曰。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。

疆受天之慶

疆受天之慶

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。

醮辭

醮辭

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。

令月吉日始加元服棄爾幼志順爾成德壽考維祺介爾景福

令月吉日始加元服棄爾幼志順爾成德壽考維祺介爾景福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

景福再加曰吉月令辰乃申爾服敬爾威儀淑愼爾德眉壽萬年永受胡福三加曰以歲之正以月之令歲

景福再加曰吉月令辰乃申爾服敬爾威儀淑愼爾德眉壽萬年永受胡福三加曰以歲之正以月之令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

胡福三加曰以歲之正以月之令歲

胡福三加曰以歲之正以月之令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

敬爾威儀淑愼爾德眉壽萬年永受胡福

敬爾威儀淑愼爾德眉壽萬年永受胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

淑愼爾德眉壽萬年永受胡福

淑愼爾德眉壽萬年永受胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

眉壽萬年永受胡福

眉壽萬年永受胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

萬年永受胡福

萬年永受胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

永受胡福

永受胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

受胡福

受胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

胡福

胡福

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

三加曰以歲之正以月之令歲

三加曰以歲之正以月之令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

以歲之正以月之令歲

以歲之正以月之令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

歲之正以月之令歲

歲之正以月之令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

月之令歲

月之令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

令歲

令歲

曰の禮に三加て魁嶌の人。祝して曰ると始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。令月吉日と始て形にかうといふ。諸士くるもの。年さだまりて元服をあくるころ冠を加るなり。その辭左のごとし。胡ハけるうに大なる三加の禮に曰。詩

乃ち爾の服を申。爾の威儀を敬ひ淑爾の德を愼へ。眉壽萬年永胡福を受けん三加に曰歲之正を以て月之令と以て。威爾の服を加。兄弟具に在て以て厥德を成。黃耆無疆。天之慶と受ん

曲禮に曰く。人の子爲者。父母存ば冠衣に素と純にセ不。孤子の當室。冠衣に采と純ふセず

論語曰君子紺緅を以て飾にセ不。紅紫以て褻の服と爲不。暑に當て衫の絺綌必ず表に而て之を出す

○曲禮曰爲人子者父母存冠衣不純素孤子當室冠衣不純采人の子たる者ハ父母存ハ冠衣に素と純にセ不。孤子の當室ハ冠衣に采と純ふセず

○論語曰君子不以紺緅飾紅紫不以爲褻服當暑衫絺綌必表而出之君子ハ紺緅色を衣服の飾といたさず。紅紫ハ二色なり。小祥の練服なり。褻服ハ常の服なり。紺緅ハ紫色と赤色とハ褻の衣服に似て日たゞ時節に當ても衫ハ女子の衣服なり。細ハ女子の衣服なり。暑氣の甚しき節ハ麻帷子の如き絺綌し紺緅ハ肌へ透くやうなる無禮なり

喪を去て佩不所無。孔子羔裘玄冠不以弔喪を去て佩不所無。孔子羔裘玄冠以弔セ不

禮記に曰く。童子羔裘セ不。帛裳セ不。麑セ不

孔子の曰く。士道に志て而も惡衣惡食を恥る者ハ未與に議に足未

（未）一讀於（也）

依て下服をつけ出なり ○去喪無所不佩喪を去ては佩物ハ二品ともに已にえらぶ。聖人も羔の裘を脫去て後ハ腰の佩物。心

孔子羔裘玄冠不以弔羔裘ハ黒ざる羊の皮にて製たる衣服なり。玄冠ハ黒き冠なり。喪禮の衣服なれバ喪禮ハ黒を用ゆるゆへ羔裘玄冠ハ喪禮の衣服なり

不裳不帛不麑不帛ハ厚綃。裳ハ下服。麑ハ鹿子。童子ハ十五歳にして內外ともに成人の衣服をきるが禮なり。屢に絇の飾ありて安行のために當るやうにするなり。絇もおそらく當るの法なり

○孔子曰士志於道而恥惡衣惡食者未足與議也今日烈士ハ德と尊ミ道理と議論すれバ樂ミそこに世人の欲ませんと掘き人ハ與に謀にたらぬぞ

道にろく越ゑ
づゝとうろう

右衣服之制
明す

曲禮曰共食不飽共飯不澤手毋搏
飯毋放飯毋流歠毋咤食毋囓骨毋
反魚肉毋投與狗骨毋固獲毋揚飯
飯黍毋以箸毋嘬羹毋絮羹毋刺齒

曲禮に曰く。食を共にして飽ず飯を共にかて手を澤不。飯と搏ず。毋れ放飯する。毋れ流歠する。毋れ咤食する。毋れ骨を囓する。毋れ魚肉を反す。毋れ骨を投與う。毋れ固獲。毋れ揚飯飯と揚。毋れ飯黍箸を以う。毋れ嘬羹する。毋れ絮羹する。毋れ齒を刺す。毋れ醢を歠する。毋れ。

右曲禮之制

右ハ人を高下老幼ともに
衣服の制法あるべきと明すべし

曲禮曰。共食不飽。共飯不澤手。毋搏飯。毋放飯。毋流歠。毋咤食。毋囓骨。毋反魚肉。毋投與狗骨。毋固獲。毋揚飯。飯黍毋以箸。毋嘬羹。毋絮羹。毋刺齒。毋歠醢。共に食物の座に列して飽ざるべし。飯と共にして澤ざるべし。手と飯とを搏ず。飯を放ず。流歠ず。咤食ず。骨を囓ず。魚肉を反ず。骨を狗に投與ず。固獲ず。飯を揚ず。飯黍を箸を以ず。羹を嘬ず。羹を絮ず。齒を刺ず。醢を歠ず。

客絮羹則主人辭不能烹
人烹ゝ能不ゝ
辭まし客醢と歠
すれば主人辭するふ
羹と以すゝ濡肉ハ齒
決すゝ乾肉ハ齒
決ぎゝ。名と舉す
るゝ毋れ

客絮羹すれば主人辭不能烹。
人烹ゝ能不ゝ辭まし客醢と歠すれば主人辭するふ羹と以すゝ濡肉ハ齒決すゝ乾肉ハ齒決ぎゝ。名と舉するゝ毋れ。

客歠醢主人辭以羹濡肉齒決乾肉
不齒決毋嘬炙
少儀曰燕
君子則
客歠醢主人辭以羹濡肉齒決乾肉不齒決毋嘬炙。

客人いづれも羹と醢味しくくて
主人ゝう謝辭ありて烹調
不能ゝうゝくゝ。醢に手とうくゝゝゝ具味
もくゝゝ。乾肉ハ手ぐゝ決も
羹ゝて麁赤なゝう。濡肉ハ齒ゝて喰決
喰嘬ゝゝ。炙物と
少儀に曰く燕に
君子に侍す則ち

燕於君子則先飯而後已毋放飯毋

燕於君子則。先飯而後已。毋放飯毋

流歠小飯而卒之數噍毋爲口容
君子之酒
喪に侍ては先へ飯と羹に飯と小口にいそがしく側少そくいむせはざるやうにおろして待べし。君子中半にしてもれつゐんことと數畢りて賓べし。口とゝのふやうにくちをうごかすやうなり。云ふくゝ數ふるは數ふるやうなり。時節なるものと珍しくなつかしく食すべきなり。

小口の客とかゝりやすきやうなり　○論語曰食不厭精膾不
厭細食饐而餲魚餒而肉敗不食色惡不食失飪不食時不
食割不正不得其醬不食飯は白き精しらげたるを厭ふ。膾は細くきざみたるを厭ふ。何も腹内よろこばざるやうに食ふ饐て味餲しは食ふべし。魚の餒敗しくさりたるも何も食ふまじ。又鮮調とゝのはざるも食すべからず。時節ならずして珍しくなつかしく食すべきなり。割裁不正なるも食ふべからず。○肉雖多
不使勝食氣唯酒無量不及亂沽酒
肉多く雖ども食の氣に勝使不。唯酒量無亂に及ばず。沽酒市脯不食薑不撤不
多食
酒量無亂に及ばず。沽酒市脯は食せず。薑は撤ずして食す。多く食せず

禮記曰君無故不殺牛士無故不殺羊凡有血氣之
類弗身踐也
禮記に曰く。君故無に牛を殺さず。大夫故無に羊を殺さず。士故無に犬豕を殺さず。君子庖廚を遠ざく。凡血氣有るの類躬ら踐ざる弗也

樂記に曰く。豢豕を爲ひ以て酒と爲に非ざる也而して獄訟益繁ければ則ち酒之流禍と生ずる也是故に先王因て酒禮を爲一獻之禮賓主百拜終日飲酒而醉ふと得不此先王之酒禍に備る所以也

無に牛を殺し仁ごと物に及ぼそう。大夫は羊に士は犬豕いづれも故ありて殺ざるし。君子の庖廚を遠ざけ生ごとそしそうそうり生あるものは自ら其に之を賤しむごとくそうそうり

○樂記曰。豢豕爲酒非以爲禍也而獄訟益繁則酒之流生禍也豕に酒を置うは

酒と爲あるには豕を豢やしなひ又は人つまづいうり爲にあり。禍災をうるが爲にあらず。然うた爭逆と仕出し獄訟ごくいろいろ繁しげきは故に酒ふの禮（）是故に先王因爲酒禮一獻之禮賓主百拜終日飲酒而醉焉此先王之所以備酒禍也

この故に先王禮を制作ありて盃盌の數一人の多きに至り百ごべの拜禮ありて。今禮を重じて酒と飲ば終日座席にあるごくなりて。酒の禍災をふせぐ備る所以なり

○孟子曰飲食之人則人賤之矣爲其養小以失大也今時人ごくて口をやしなひ生涯を扶ふごくんごと心掛る小き名づけて飲食の人と賤むごくし。子細小きごくに心をとゞめて大ごとを失うが故なり。その大ごとは志をやしなひ德をごくりたつるごとうふるごくり

右明飲食之節

小學卷之三終

孟子の曰く。飲食之人は賤ち人之と賤む其小を養ひ以て大と失うが爲也（実）

右飲食之節を明す

小學卷之三終

讀法

小學卷之四

稽古第四

孟子性善と道言必ず堯舜を稱す

其言に曰く、舜法と天下に爲す後世に傳可し我猶鄉人爲と免れ未也是則ち憂可也之と憂べき如何舜のごとくん而已

小學卷之四

稽古第四

朱子すでに立教明倫敬身の事を述るの篇まで古昔の跡を稽考して右立教等の虛言ならざるを明白するの

孟子道性善言必稱堯舜

孟子常に人々の性善なるを說の人凡そ善なるものにて惡なるものなし陰陽の正き氣を受て性れ道に志ざん〳〵厚なれが誰か堯舜の域に至べきなり

其言曰舜爲法於天下可傳於後世我猶未免爲鄉人也是則可憂也憂之如何如舜而已矣

依て孟子の言ふ所の舜帝かくの

於(於)兵助字なり

往行を撫て前言を實ふ。此篇を述て讀者に興起する所有使

太任は文王之母摯の任氏之中女也王季を娶て以て妃と為

太任之性端一誠莊惟德之行及其娠文王太任之性質は一圖に端正なるなく誠一莊なるなり。人任は本摯という國の人名なるを任氏なりその中女なりて妃に立るの一なり。以下皆太任と娶るの事をもつて文王の德を證據と此篇に述しなり讀者感心と進むよう願うなり

太任文王之母摯任氏之中女也王季娶以爲妃

子を孕てより教という例にもとるべし。さて文王の德は季という方の

篇使讀者有所興起

以て我今日人の爲に往昔の德者の行狀を一條々々と揉撫各々をもつて前に述しなり古昔婦人信の證據と此篇に述しなり讀者感心と進むよう願うなり

撫往行實前言述此

致うとのあるべきなり季細孟子の書に出たり朱子の御詞なり右の故と

憂べし。實に駭憂べしと憂てしかくいへるなり。その憂と除んとすれば即乃辭の德にひゝくそ

匹夫より出て天子となりて法と天下後世に遺傳するは我今に一鄉里の人なると雖

太任之性端一誠莊惟德之行及其娠文王太任之性質は一圖に端正なるなく誠一莊なるなり。人任は本摯という國の人名なるを任氏なりその中女なりて妃に立るの一なり。以下皆太任と娶るの事をもつて文王の德を證據と此篇に述しなり讀者感心と進むよう願うなり

太任之性端一誠莊惟德之行及其娠文王

娠に得ざる義理と時も身の擧動左の如くにわざものなりし

目不視惡色耳不聽淫聲口不出敖言遨慮生文王而

物聲なり

明聖太任教之以一而識百卒爲周宗君子謂太任爲能胎教

生るゝ一が果して百を識卒に周の御代の宗源と為たるよ

諸。太任之胎教
と為〳〵

子孟訶之母。其舍嘗墓
に近し。孟子之小
嬉戯。墓間之人事と
為つて。踊躍築埋を

(也)

孟母の曰く。此子
と居所以に非ざる
也。乃ち去て市に
舍す。其嬉戯賈
衒と爲を

孟母の曰く。此子
と居所以に非ざる
也。乃ち徙て學宮
之旁らに舍をく。其
嬉戯乃ち俎豆
揖讓進退と

(矣)

孟子幼時。東家
に猪を殺すと聞。何
為ぞと母に問。母の曰く。汝
に啖わんと欲す

既ありて而して悔て
曰く。吾聞古へ胎
教有。今適に知
有て而して之を
欺く。是之に不信
と教ふる乃ち
猪肉を買て以て
之に食せしむ

既に長じて學に
就遂に大儒と成

孟母の曰く。此眞
に以て子と居可
遂に之に居

(矣)

孟子幼時。東家
に猪を殺すと聞。何
為ぞと母に問。母の曰く。汝
に啖わんと欲す

既ありて而して悔て
曰く。吾聞古へ胎
教有。今適に知
有て而して之を
欺く。是之に不信
と教ふる乃ち
猪肉を買て以て
之に食せしむ

既に長じて學に
就遂に大儒と成

(也)孟軻之母。其舍近墓

孟子の幼小の嬉戯遊ぶ事。墓葬の事と
爲つて。踊躍てかろがろしく土を理て石埒と築
(矣)遂居之。母公又思う。子と居
所なるに非ず。乃ち徙て宮の旁へ徙る。ひとしく市中の舍
に似ざるを。是に此所も宜うべからずして。遂にまた
に居る。孟子幼

孟子之少也。嬉戯爲墓間之事。踊躍

築埋。其母曰。此非所以居子也。乃去

舍市。其嬉戯爲賈衒

賈衒の遊をなされる
に。ゆきうるよし。果して
孟母曰。此非所以居子

也。乃徙舍學宮之旁。其嬉戯乃設俎

豆揖讓進退

孟母曰。此眞可以居子。

時問東家殺猪。何爲。母曰。欲啖汝。

(孟子)

と設て揖讓進退
等の事とかなれ
孟母曰。此眞に子と居
べき所なりとて。遂にまた
に居る。孟子幼
時東家に猪を殺と聞て。此眞に子と居
べき所なりとて。遂にまた
に居る。孟子幼
の幼少にして。時東家に猪を料理
何に為ぞと問。母公答て汝に啖しむると
口にまかせて
いひし。

既而悔曰。吾聞古有胎教。今

適有知而欺之。是教之不信。乃買猪

肉以食之。

母公又もろ〳〵の
胎内の教まで
くしく。是子に不信の道を教るとて。別う
猪の肉を買とりて
食せしめうそぶきて
後ひそかに
悔ける。古の子をそだつる法に
右のごとく。母公ふたり。既て
胎内の教まで
くしく。是子に不信の道を教るとて。別う
猪の肉を買とりて
食せしめうそぶきて

既長就學。遂成大儒

そのち學校に就て勢ひ學長
ずるに至らんて遂に大儒となりたまふ

孔子嘗て獨立す鯉趨て而して庭を過ぐ

○孔子嘗獨立鯉趨而過庭

聖人獨立やまします時

曰く詩を學ぶや乎對て曰ず未也詩を學ざれば以て言ふこと無れ

御子の名を鯉と申すのみ。足だやふの庭の前を趨過ぎたまふ。貴人の前にてあむりれり

曰學詩乎對曰未也不學詩無以言

聖人聲をかけまして詩經を學ぶやいふまて。仰に詩を學ずしては口に一言を出すべくも理にそくく

鯉退きて而して詩を學ぶ他日又獨立す鯉趨て而して庭を過ぐ曰く禮を學ぶや乎對て曰く未也禮を學ざれば以て立つこと無し鯉退て而して禮を學ぶ

言ひしぞ　鯉退而學詩

退出ありて直に詩經を學ぶ

他日又獨立鯉趨而過庭曰學禮乎對曰未也不學禮無以立

他日又禮を御たつまつりあり

孔子伯魚に謂て曰く汝周南召南を爲ざる乎人而して周南召南を爲ざれば其猶正く牆に面て而して立つがごとき也與

暗きがごとし。依て立つこと不知して其身

○孔子謂伯魚曰汝爲周南召南矣乎人而不爲周南召南其猶正牆面而立也與

周南召南は詩經の始に在て文王の德を述たり。人の心得る第一義なり。道の正面に牆ありて立るさまでふく行つたくへの如くなるべし。詩の德を知ざれば。ちのべきくれ知ることなし

右立教

右立教

虞舜父頑母嚚象傲

虞の舜の親は聖人なるに御父母は頑嚚くまします

克諧以孝烝烝乂不格姦

格不

萬章問曰舜往于田號泣于旻天
田に往て旻天に
號泣す何爲其
號泣す（于）（于）（也）

孟子曰怨慕也我竭
孟子の曰く怨慕
耕一に往て旻天に向て
號泣するのみ何為ぞや
舜帝いまだ庶人に入
田地を

○萬章問曰舜往于田號泣于旻天
何爲其號泣也孟子曰怨慕也我竭
耕一に往て旻天に向て
號泣するのみ何為ぞや
舜帝いまだ庶人に入
田地を

力耕田共爲子職而已矣父母之不我
力耕田共爲子職而已矣父母之不我
耕一に往て旻天に向て
號泣するのみ何為ぞや
舜帝いまだ庶人に入
田地を

愛於我何哉
愛於我何哉
耕一に往て旻天に向て
號泣するのみ何為ぞや
舜帝いまだ庶人に入
田地を

九男二女百官牛羊倉廩備以事舜
九男二女百官牛羊倉廩備以事舜
耕一に往て旻天に向て
號泣するのみ何為ぞや
舜帝いまだ庶人に入
田地を

於畎畝之中
於畎畝之中
耕一に往て旻天に向て
號泣するのみ何為ぞや
舜帝いまだ庶人に入
田地を

天下之士悅之就之
天下の士之に就
者多し帝將に天下
を胥て而して之と
遷らんとす將（慶焉）

父母に順なる不
ざる爲に窮人歸せ
る所無き如し

天下の士之と悅ぶ人の欲する所也帝の二女
と妻すれども以て憂
を解に足不富を

試らんとして舜
とそうろひ且倉廩又牛羊又百官と不足なさ

に備進せ一ぬる時いまだ
畎畝の中に大古更うの如し

帝將天下而遷之焉
帝將に天下を而して遷之焉

天下の人々之
と見て歸服こうる

爲
爲

不順於父母如窮人無所歸
不順於父母如窮人無所歸

うけがうに孝心と盡一ますと父母の
うるへざると悔るのみにて
かさるもの如にうし

天下之士悅之人之所欲也
天下之士悅之人之所欲也

而不足以解憂好色人之所欲妻帝
而不足以解憂富人之所欲
之二女而不足以解憂富人之所欲

富有天下而不足以解憂貴人之所欲貴爲天子而不足以解憂人悅之。
欲貴爲天子而不足以解憂者惟順於父母可以解憂

好色富貴無足以解憂者惟慕父母知好色則慕少艾有妻子則慕妻子仕則慕君不得於君則熱中

人之欲富貴人之所欲富貴天下而不足以解憂人悅之所欲貴爲天子而不足以解憂人之所欲貴天子富貴無足以解憂者惟順於父母可以解憂

凡人之欲富貴人之所欲富貴天下而有餘以解憂貴人之所欲貴爲天子而有餘以解憂人之所欲貴天子富貴無足以解憂者惟順於父母可以解憂

人之欲富貴人之所欲富貴天下而有餘以解憂貴人之所欲貴爲天子而有餘以解憂人之所欲貴天子富貴無足以解憂者惟順於父母可以解憂而

人少之時則慕父母及知好色則慕少艾有妻子則慕妻及仕則慕君不得於君則中

人少之時則慕父母及知好色則慕少艾有妻子則慕妻及仕則慕君不得於君則中於

大孝終身慕父母五十而慕者予於大舜見之矣

大孝終身慕父母五十而慕者予於大舜見之矣孟子曰大孝心也五十而慕予於大舜見之矣

大孝終身慕父母五十而慕者予於大舜見之矣孟子曰大孝心也五十而慕予於大舜見之矣

凡人尋常之人幼少之時不父母而好之色及知好色則慕少艾及有妻子則慕妻子及仕則慕君不得於君則熱中

凡人尋常之人幼少之時不父母而好之色及知好色則慕少艾及有妻子則慕妻子及仕則慕君不得於君則熱中

迷惑仕官之事君之惠不得於君則熱中

迷惑仕官之事君之惠不得於君則熱中

楊子曰事父母自知不足者其舜乎

楊子曰事父母自知不足者其舜乎

楊子曰事父母自知不足者其舜乎

文王之世子爲一王季に朝するに三度(於)

○文王之爲世子朝於王季日三

鷄初て鳴て而して衣服一。寢門之外に至て內豎之御者に問て曰く。今日安否何如。內豎曰く。安。文王乃喜ぶ。日中に及で又至て亦之の如一。莫に及て又至て亦之の如一(於)

而衣服至於寢門之外問內豎御者曰今日安否何如內豎曰安文王乃喜及日中又至亦如之及莫又至亦

其節に安ぜ不と有へ。則ち內豎膳する所を問。膳宰に命じて曰く。原すること有ら。末れ。應て曰諾。然して後に退く

鷄鳴しの夜の未明一。卑朝に衣服御にの一人に問ふ。今日の安否何如。入セ。內豎答て安うふ入セ。文王喜ふ。いへど。文王色憂。行に正しくして

如之。鷄鳴しの夜の未明一。卑朝に衣服御にの一人に問ふ。今日の安否何如。入セ。內豎答て安うふ入セ。文王喜ふ。いへど。文王色憂。行に正しくして

食上一さ必ず寒暖之節を在視す。食下れば膳する所を問。膳宰に命じて曰く。原すること有ら。末れ。應て曰諾。然して後に退く

文王疾有り武王冠帶を說不れ而して養ふ。文王一たび飯すれば亦一たび飯す。文王再び飯すれば亦再び飯す

王季寢膳然後に亦初に寢る

王季寢膳然後亦復初

內豎う者かくし告なて行歩も正しく土と文王ともまる氣色やて初のごくなりしく

內豎之有告人以行步正土與文王言色和悅然後退

節食下問所膳命膳宰曰未有原應

節食下問所膳命膳宰曰未有原應

○文王有疾武王不說冠帶而養文

○文王有疾武王不說冠帶而養文

王一飯亦一飯文王再飯亦再飯

王一飯亦一飯文王再飯亦再飯

孔子の曰く。武王周公の其達孝なる乎。夫孝なる者。善人之志を繼。人之事を述る者也。其位を踐。其禮を行ひ。其樂を奏し。其尊む所を敬し。其親む所を愛し。死に事ること生に事るが如く。亡に事ること存に事るが如し。孝之至也。（実）

武王もまた一飯と食し。文王再飯されば又再飯――その様體とさうしたまふこと

○孔子曰。武王周公其達孝矣乎。（周公の）夫孝者善繼人之志善述人之事者也。踐其位。行其禮。奏其樂。敬其所尊。愛其所親。事死如事生。事亡如事存。孝之至也。（孝行の至極及父の）

武王の賢なり。誠に孝道を達するハあれ二公なり。善述あるハ先祖よりの位をも踐て禮樂を行ひ。親むべきを親み愛すべきを愛して父母死して亡あるハ。さて尊ぶべき所なし。生て存へますハ。ことに事申すべき本意なり。右の二公ハ。かくの如くにあるハ。禮法なり。樂ハ音樂。みそなはすその德人をとうとぶこと和らぎの道なり

○淮南子曰。周公之事文王也。行無專制。事無由己。身若不勝衣。言若不出口。（周公の文王に事ふる。行專制無し。事己に由ること無し。身衣に勝不ざるが若し。言口より出ざるが若し。）（也）

淮南子に曰く。周公之文王に事る。行專制無し。事己に由ること無し。身衣に勝不ざるが若し。言口より出ざるが若し。（也）

文王に奉持ること。猶ほ洞洞屬屬として將に勝不ざるが如くし。之を失はんと恐るが如し。（將二度）（於）（実）

文王に奉持ること。猶ほ洞洞屬屬として將に勝不ざるが如くし。之を失はんと恐るが如し。能子ざるを謂可。（將二度）（於）（実）

孟子の曰く。曾子曾晳と養。必ず

孟子の曰く。曾子曾晳と養。必ず

○孟子曰。曾子養曾晳。必有酒肉。將

酒肉有將に徹せんとし將必ず與うる所と請う餘有さば必ず問ぶ必ず有りと曰う將二度

徹必請所與問有餘必曰有

曾晳死す曾元曾子を養ふ必ず酒肉有將に徹せんとし將與うる所と請ふ不餘有やと問ふ亡し曰將に以て復進めんとす將二度

曾元養曾子必有酒肉將徹不請所與問有餘曰亡矣將以復進

此所謂口體を養よくする者也

曾晳死曾元養曾子必有酒肉將徹不請所與問有餘曰亡矣將以復進也此所謂養口體者也

曾子の若き則可也

曾子則可謂養志也

孟子批判して曰く曾元の如くんば口體を養ふと雖も可なり人の曾子の如くんば可なるかな曾子の孝は父の志意を養ふ者なり

孔子曰く孝哉閔子騫人其父母昆弟之言を間せず

孔子曰孝哉閔子騫人不間於其父母昆弟之言

孔子曰く孝哉閔子騫人其父母昆弟之言に間せず

孔子曰く孝哉閔子騫の孝心や常に父母并に昆弟の衆中稱譽する所の言を聞て疑惑せず

老萊子孝奉二親行年七十にして嬰兒の戲れを作し身に五色斑爛の衣を著る嘗て水を取て堂に上り詐跌仆して地に臥て小兒の啼を爲し雛を親

○老萊子孝奉二親行年七十作嬰兒戲身著五色斑爛之衣嘗取水上堂詐跌仆臥地爲小兒啼弄雛於親

老萊子は二親に孝奉す行年七十にして嬰兒の戲れを作し身に五色斑爛の衣を著る嘗て水を取て堂に上り詐跌仆して地に臥て小兒の啼を爲し雛を親

長壽にして七十の年まで父母ありて之を慰愛して身に五色の斑爛の衣服を著せ又ある日水を手に持て詐為て跌仆臥て小兒のごとく啼哭又鳥の雛と持弄戲ける何も耐親の喜悦をねがひてなり

○樂正子春下堂而傷其足數月不出猶有憂色門弟子曰夫子之足瘳數月不出猶有憂色何也

曾子の徒弟子樂正子春下堂より下んとして足を跌仆て傷つけ數月出仕なく憂の色ありてそれ門弟子ふざに思て問けるに夫子の足をそこなひて氣色あるやと

樂正子春曰善如爾之問也善如爾之問也吾子聞諸夫子曰天之所生地之所養惟人爲大父母全而生子全而歸之可謂孝矣

樂正子春その問を譽て善哉々々子春いへるハ或日堂より下りて數月他出なく憂の色ありてそれ門弟子

曰善如爾之問也善如爾之問也吾子聞諸夫子曰天之所生地之所養惟人爲大父母全而生子全而歸之可謂孝矣

子春いへるハ或日堂より下りて數月他出なく憂の色ありてそれ門弟子曰夫子之足瘳數月不出猶有憂色何也

曾子の徒弟子樂正子春下堂而傷其足數月不出猶有憂色門弟子曰夫子之足瘳

長壽にして七十の年まで父母ありて之を慰愛して身に五色の斑爛の衣服を著せ又ある日水を手に持て詐為て跌仆臥て小兒のごとく啼哭又鳥の雛と持弄戲ける何も耐親の喜悦をねがひてなり

○樂正子春下堂而傷其足數月不出猶有憂色門弟子曰夫子之足瘳

樂正子春曰善如爾之問也善如爾之問也吾子聞諸夫子曰天之所生地之所養惟人爲大父母全而生子全而歸之可謂孝矣

子春その問を譽て善哉々々子春いへるハ或日堂より下りて數月他出なく憂の色ありてそれ門弟子ふざに思て問けるに夫子の足をそこなひて氣色あるやと

曾子の徒弟子樂正子春下堂而傷其足數月不出猶有憂色門弟子曰夫子之足瘳

長壽にして七十の年まで父母ありて之を慰愛して身に五色の斑爛の衣服を著せ又ある日水を手に持て詐為て跌仆臥て小兒のごとく啼哭又鳥の雛と持弄戲ける何も耐親の喜悦をねがひてなり

（於）

樂正子春堂より下て而て其足を傷る數月出不猶憂色有門弟子曰夫子之足瘳數月出不猶憂色有何ぞ（矣）

（也）

樂正子春曰善如爾之問善爾之問の如し吾諸を曾子に聞曾子諸を夫子に聞曰天之所生地之所養惟人爲大父母全而生子全而歸之を孝と謂可（也）（也）（矣）

其體と虧不其身を辱しめず全して歸すべし是を孝と謂可し故に君子の頃歩も而て敢て孝を忘れず也今予孝之道を忘る予是を以て憂色有也（矣）

一さび足と舉て而て敢て父母と忘れず

是故道而不徑舟而不游不敢以先父母之遺體行殆一出言而不敢忘父母是故惡言不出於口忿言不反於身不辱其身不羞其親可謂孝矣

○伯俞有過其母笞之泣其母曰他日笞子未嘗泣今泣何也漢朝之人

伯俞過而有其母之泣何也

孝行以聞一人有過其母笞之泣或曰伯俞對曰前得罪笞常痛今母之力不能使痛是以泣伯俞對曰前得罪笞常痛今母之力不能使痛是以泣

未嘗泣未今泣何也

（未）三度也

對曰前得罪笞常痛今母之力不能使痛是以泣

故曰父母怒之不作於意見於色下也父母怒之不作於意不見於色其次也父母怒之作於意見於色上也父母怒之作於色見於言下也

（於）（於）（矣）

孝行以聞一人有過其母笞之泣其母曰他日笞子未嘗泣今泣何也漢朝之人

伯俞過而有其母之泣何也

孝行以聞一人有過其母笞之泣或曰伯俞對曰前得罪笞常痛今母之力不能使痛是以泣

未嘗泣未今泣何也

（未）三度也

對曰前得罪笞常痛今母之力不能使痛是以泣

故曰父母怒之不作於意見於色下也父母怒之不作於意不見於色其次也父母怒之作於意見於色上也父母怒之作於色見於言下也

（於）（於）（矣）

不ハ其次也・父母之と怒に意に作ー色に見すれ下也㊈㊈㊈㊈㊈

公明宣曾子に學ぶ三年書を讀不・曾子曰く宣而參之門ふ居ること三年學不ハ何ぞ㊈也

公明宣曰く安んぞ敢て學ばざらんや・宣夫子之庭に居ると見に・親在ハ叱咤之聲未嘗て犬馬に

參ハ曾子の字ぬ名なり

○公明宣學於曾子三年不讀書曾子曰宣而居參之門三年不學何也

公明宣三年書を讀ざるを曾子怪みて曰く・安んぞ敢て學ばざるや・吾門中に居ること・かくのごとくに久しきハ何事ぞや

意に作ー色に見すれ下也

意に作ー色に見すれ下也

意に作ー色に見すれ下也

意に作ー色に見すれ下也

意に作ー色に見すれ下也

うくるやうなる人の上なり・又哀憐と

意に作ー色に見すれ下也

ありて・父母いまだ・自然と意に波作ー色に見すれ下也

夫子之居庭親在叱咤之聲未嘗至於犬馬宣說之學而未能

子曰宣而居參之門三年不學何也

至未嘗之と說んで學で而て未能ハ未

(未)(未)二渡ル

嘗夫子之賓客に應ずると見ふ・恭儉而て懈惰セ不・宣之と說んで學で而て未能不・宣夫子之朝廷に居て下に臨て致傷セ不・宣之と說んで學で而て未能未・宣此三の者と說んで學で而て未能未・宣安んぞ敢て

㊈

べき常に・夫子の堂庭掌に居ると見に親在ハ叱咤之聲・犬馬などを仰なくゆく・私一人を

說びて行ハんとし・宣ハ公明の名

容恭儉而不懈惰宣說之學而未能

宣見夫子之應賓

又賓客に應對すると見に恭儉すと

子之居朝廷嚴臨下而不毀傷宣說之學而未能

朝廷の儀嚴重みて越て人と毀傷のさま

宣見夫子之門乎

是まさに一ー見ること

政不學而居夫子之門乎

此三ハ心の中々夫子の門に入ハ學と爲しや

能んぞ中々夫子の門に入ハ學と爲しや

身の行ひとそ

學不而（而）夫子之門に居ん乎

（未）（未）（未）二度？

少連大連善喪に居・三日怠不・三月解不・期して悲哀三年憂・東夷之子也

高子皐之親の喪と齕・泣血三年・未嘗て齒を見さ未君子以て難しと為

（未）二度（也）

顏丁善喪に居給て死ーるに皇

皇焉として求ること有て而も得ず如ー

既に殯するに望望焉として從ふこと有而及ず如ー

既に葬るに慨然として其及ばざるを恨むが如ー

曾子疾有・門弟子を召で曰く・予が足を啓予が手を啓け

曾子疾有・門弟子を召で曰く・予が足を啓予が手を啓け

○少連大連善居喪三日不怠三月不解期悲哀三年憂東夷之子也

少連大連は善く喪に居る人なり・三日怠らず・三月解かず・期して悲哀す・三年憂ふ・東夷之子也

○高子皐之親之喪と齕泣血三年未嘗見齒君子以爲難

聖人の門人の高子皐と云ふ人の親の喪に居るを見るに・三年の喪終るまで・一類の集會にも・ついぞ笑ふ齒を見せず・常に悲哀の色のみ有る・元來君子と云ふ人は・かやうに勤ることの難きぞ

○顏丁善居喪始死皇皇焉如有求而弗得

魯の國の人に顏丁と云ふ人・善く喪に居る・親死しる始めの日より・餘の跡を親とつゐて見ること・皇皇として・皇とてもてもてもと求さぐるが如く・得ざるあちこちして・皇皇として求ること有て・而も得ざるが如く

既葬望望焉如有從而弗及

三日の後に棺に入て葬禮までに・棺の外をもう〳〵と・火と燃ぐるが如く・思ひ慕ひて・今や〳〵と・親の死しる所へ・亡やうにのう〳〵と・從ひ行しと見ること・望望として・望とてもてもてもと・追及ざるが如く

既葬慨然如不及其反而息

既に土ふ葬りて後・上なく再び逢に及ざることを・思ひ慨ぐて・慨然として・居たるが如く

○曾子有疾召門弟子曰啓予足啓予手

曾子疾有て・門弟子を召て曰く・予が足を啓け・予が手を啓け

詩云戰戰兢兢如臨深淵如履薄冰而今而後吾知免夫

小子

○箕子者紂親戚也紂始爲象箸箕子歎曰彼爲象箸必爲玉杯爲玉杯則必思遠方珍怪之物而御之矣輿馬宮室之漸自此始不可振也

紂爲淫泆箕子諫紂紂不聽而囚之

人或曰可以去矣箕子曰爲人臣諫不聽而去是彰君之惡而自說於民

吾不忍爲也乃被髮佯狂而爲奴遂隱而鼓琴以自悲故傳之曰箕子操

紂淫泆箕子爲之寒心乃數諫紂紂又囚之箕子內自悲其宗廟之傾危而哀其百姓之將亡

箕子者紂親戚也紂始爲象箸箕子歎曰彼爲象箸必爲玉杯爲玉杯則必爲旄玉之桮遠方珍怪之物而御之矣輿馬宮室之漸自此始不可振也紂淫泆箕子諫紂紂又囚之箕子內自悲其宗廟之傾危而哀其百姓之將亡

人或曰可以去矣箕子曰爲人臣諫不聽而去是彰君之惡而自說於民吾不忍爲也乃被髮佯狂而爲奴遂隱而鼓琴以自悲故傳之曰箕子操

紂典餘師

傳て箕子操く
曰癸於
王子比干なる者
亦紂之親戚也
箕子諫聽不而
せ奴と為と見て
則曰く・君過ち
有而死と以て爭
不・則ち百姓何
の幸うなの乃ち
直言して紂と諫
紂怒て曰く・吾
聞聖人之心に
七竅有・而て臣
主義を以て屬す
故に父避ち有子
三たび諫て聽不ば
則ち離を而て去
號・人臣三諫て而
て聽不ば則ち其
義以て去可・是
に於て遂に行
癸孔子の曰く殷
に三仁有
焉

剖て其心を視
微子曰く・父子
骨肉有・而て臣
主義を以て屬す
故に父避ち有子
三たび諫て聽不ば
則ち離を而て去
號・人臣三諫て而
て聽不ば則ち其
義以て去可・是
に於て遂に行
癸孔子の曰く殷
に三仁有
焉

五ハ恐ざるといふく髮と被くし佯狂て奴くつる。遂
に遠く身と隱・琴と鼓て憤發ろ。今られ曲と傳へ
て箕子操くといふ。王子比干なる者亦紂之親戚也
箕子諫聽不而爲奴。則曰。君有過
而不以死爭。則百姓何辜。乃直言諫
紂。比干も高王の子孫なり。箕子と見て奴くな
姓萬民辜もなく。死を以て諫べし。さりくバ天下の百
直面て諫と言そ
聖人之心有七竅。信有諸乎。乃遂殺
王子比干。剖視其心。紂大に怒て聖人の
聞なり。信ろや汝が心と七つ竅あり
見んとそ遂に
微子曰。父子有骨
肉。而臣主以義屬。故父有過子三諫
而不聽。則隨而號之。人臣三諫而不
聽。則其義可以去。矣於是遂行。父子の骨肉の
親く深けれど。諫て聽入なくば。號泣父に隨從ごとなり。
君臣の義重あれど。拂ふ狎々しからるゆゑとさくり。諫と
服ざるに官祿と貪了。立去ざれば大義とそこうしく
こうれかねく遂に此殷の血肉うれん先祖の絲の絶ざる為へ
孔子曰殷有三仁焉。聖人稱一ふそ殷の
此三人の仁とをそなて
いべくなり。仁なる。天地の大德と生くく萬物と育生ろう。
聖人に在ては仁と。即ち好生の德こて生育ろう
君ハ天下の與くろろう。君の三人ハ天下と救ひ
又君と愛ろる
君臣の義ろう重ハかう

○武王伐紂。伯夷叔齊叩馬而諫。左右欲兵之。太公曰。此義人也。扶而去之。武王已平殷亂。天下宗周。而伯夷叔齊恥之。義不食周粟。隱於首陽山。采薇而食之。遂餓而死。（武王の紂と誅して天下と取り天命に應じ人心に隨順なり。此時天下の民困苦に堪ず。首陽山に隱れ薇を採て而して世と救ふことを不知。其形臣として君と弑することのがれ得ざるをうらみ。然ども其の君靈公の夫人と二人馬を扣て諫々ふ。左右のうれえば。伯夷叔齊二人を太公望ども此れ君臣の義と思ふ兵を加んとする大人なりとて扶て去り。やゝ有て天下の人周の武王と宗て天子となせ共て二人の心に恥て周の代の粟は食せずの義を立て首陽といる山へ入て薇を食ひ遂に餓て死けるなり）

○衛靈公與夫人夜坐。聞車聲轔轔。至闕而止。過闕復有聲。（衛の君靈公。うる夜夫人と坐して車の聲の轔轔と折うて闕の外に車の聲の轔轔と闕の内にて止まる聲のをとへ來る）公問夫人曰。知此爲誰。夫人曰。此蘧伯玉也。（蘧伯玉の車の聲の謙くしてあやまりすくなき事を知て夫人對て太夫の伯玉かくのごとくなるべしと思ふ）公曰。何以知之。夫人曰。妾聞禮。下公門。式路馬。所以廣敬也。夫忠臣與孝子。不爲昭信節。不爲冥冥行。蘧伯玉衛之賢大夫也。仁而有智。敬於事上。其

人必不以闇昧廢禮是以知之（何由之に伯玉を知るや）夫人祭の日に公の門を過るに、必ず式して礼を尽す。礼法に公の門と過るに、必ず式して礼を尽す。礼法に公の門と過るに、必ず式して礼を尽す。礼法に公の門と

其友之と識えが為に泣て曰く・子之れを以て趙孟に臣とし事ふ必ずや近幸を得ん・子すでに為と欲する所と為ん・顧に易うる不可・何ぞ乃ち自ら昔も此の如きに譲曰く・質と為て之と教と来・是二心也吾此と為所以の者将に以て天下後世之人臣と為て而て二心と懐者と慨えを料・後又橋下に伏て襄子を殺んと欲す

此 こゝのたび豫譲すでに身と漆ふうて身と癩瘡のごく・炭と呑て唖となり・ら食となうく妻も見識ざるをばかり・朋友立てのくやう・子の不智となりて趙襄子に事臣とかりうるが・極て近幸もらへらるゝ・その時所欲為とらげうるが・心驕ると何故うごに身と吾もやと譲曰委質為臣而求殺之是二心也吾所以為此者将以慨天下後世之為人臣而懐二心者也 荅て曰く・一たび人の臣となり・我質と委て事るゝみ・又之人と殺そとするハ二心しそとかり 後又伏於橋下欲殺襄子襄子殺之 今一五ろくもるものハ一たび二心と懐みれと慨しそとかり

○王孫賈事齊閔王王出走賈失王之處 王孫賈いつる齊の大夫うの時燕の國うり攻きりて齊の閔王逃去ふれぬる王と見うえ臣下に淖齒という叛して王と害しまつるの謀 其母曰女朝に去て而て晩に来ると則ち吾門に倚て而て望女暮に出而て遂不ハ則ち吾門に倚て而て望女今王に事王出走女走女其處と知不女尚何ぞ帰晩来則吾倚門而望女暮出而不還則吾倚閭而望女今事王王出走女不知其處女尚何歸 女賈曰く女が常に他行するに朝出て暮より出てくらどな街口の門わく望待かり親の子と殴さへくの如し況や君に事る棄て王と見うえ立帰ハ何事ぞ 王孫賈乃ち市中に入て曰く淖齒亂齊國殺閔王欲與

て閔王を殺す。我れ與歯を誅せんと欲する者は右を袒げ、市人之に從ふ者四百人。與に淖歯を誅して之を殺す

我誅歯者袒右　王孫賈趨り入りて市中に出でて呼ぶ。淖歯臣と為りて君と殺り。我に與して仇と報ゐんと思ふの右を袒げ。相圖と為さんと　市人從之者四百人。與誅淖歯刺而殺之　散じ市に在る四百人ぞ

○臼季使ひ、冀に過る。冀缺耨其妻饁之。敬相待如賓。與見冀缺耨其妻饁之敬　臼季使ひ、冀に過る。冀缺耨して郤缺を其の妻饁を之れ敬しむ。相待すること賓の如し。與に見て、之れ敬と為す。與に歸て諸を文公に言て曰く、敬は德之聚也。能敬必有德。德以治之歸　臼曰く、敬は德の聚まる所なり。能く敬は必ず德有り。德は以て民を治む。君請用之　君請ふ之を用ひよ

臣聞門而出如賓承事如祭　臣聞く、門を出ては賓客を承事するが如く、祭を承事するが如く禮儀を行ふ。則也　則ち也

○公父文伯之母季康子之從祖叔母也。康子往門而與之言。皆闕而逾不　公父文伯の母は季康子の從祖叔母也。康子往て門を闕て而して之と言ふ。皆闕て而して逾ず

文公以爲下軍大夫　文公以て下軍の大夫と為す

○公父文伯之母季康子之從祖叔母也　公父文伯の母は季康子の從祖叔母也

康子往焉闕門而與之言皆不踰閾　康子往て焉に門を闕て而して之と言ふ。皆閾を踰ず

之以爲別於男女之禮矣（聖人聞之而男女之禮益明）

伯奔死共姜守義（衛世子共伯之妻共姜）

父母欲奪而嫁之共姜不許作柏舟之詩以死自誓（父母或以共姜賢而奪取之）

（二）蔡人妻宋人之女也既嫁而夫有惡疾其母將改嫁之（宋國女子蔡國人妻）

嫁而後其夫癩病父母欲奪取改嫁之（女曰）

夫之不幸乃妾之不幸也奈何去之

適人之道（與之醜終身不改不幸）

遇惡疾彼無大故又不遺妾何以得

去終不聽（女一再不幸是吾不幸也）

（三）萬章問曰（象日以殺舜爲事立爲

仲兄之聞而以（男女之別）

禮爲於矣

衛共姜者衛世子共伯之妻也共伯蚤死（衛君世子共伯之妻共姜）

父母欲奪而嫁之（陰陽隔男女色情）

詩作柏舟以死自誓（父母或以共姜賢而奪取之）

（一）衛共姜者衛世子共伯之妻也共伯蚤死共姜守義（衛君世子共伯之妻共姜）

父母欲奪而嫁之共姜不許作柏舟之詩以死自誓（父母或以共姜賢而奪取之）

（二）蔡人妻宋人之女也既嫁而夫有惡疾其母將改嫁之（宋國女子蔡國人妻）

嫁而後其夫癩病父母欲奪取改嫁之（女曰）

夫之不幸乃妾之不幸也奈何去之

適人之道（與之醜終身不改不幸）

遇惡疾彼無大故又不遺妾何以得

去終不聽（女一再不幸是吾不幸也）

（三）萬章問曰（象日以殺舜爲事立爲

象日に舜と殺すことを以て事と為す立て天子と為して則ち之を放ち何ぞ孟子の曰く之を封ずる也或ひと曰く放ち仁人之弟に於ける怒を藏さず怨を宿めず之を親愛すること而已也焉也焉

天子則放之何也萬章問ふ舜の弟常に舜を殺さんことを思ふ舜後に天子の位にゐて弟の象を放つ或ひと曰く放つとは何ぞや孟子曰く之を封ずる也或ひと曰く放つとは仁人之於弟也不藏怒焉不宿怨焉親愛之而已矣孟子曰く放つとは有庳の人をして治めしめ實に其の君と為て封ぜしむ仁德の人をして怒を心に藏めず怨を心に宿めずして親愛すること而已

伯夷叔齊孤竹君之二子也父欲立叔齊伯夷叔齊兄弟ハ孤竹ノ君ノ二子ナリ其ノ父ノ世ヲ卒スルヤ其ノ叔齊ニ及父卒叔齊讓伯夷伯夷曰父命也遂逃去叔齊ハ其ノ父ノ命レバ遂ニ家ヲ逃ル

立叔齊伯夷の子なるに其の父の世を卒するや其の弟の叔齊に及ぶ父卒して叔齊伯夷に讓る伯夷曰く父命也と遂に逃去る叔齊も亦肯て立たず而して之を逃る國人其中子を立つ

虞芮之君相與爭田久而不平虞芮ノ君ハ相與ニ爭田ス久シテ而モ平ラカナラズ

虞芮之君相與に田を爭ひ久して而も平ならず

乃相謂曰西伯仁人也盍往て質焉乃チ相謂テ曰西伯ハ仁人也盍往テ質セヨト

乃ち相謂て曰く西伯は仁人也盍往て質さずや乃ち相與に周に朝す

其境ニ入レバ則チ耕ス者畔ヲ讓リ行ク者路ヲ讓ル其境に入れば則ち耕す者畔を讓り行く者路を讓る

其境に入れば則ち耕す者畔を讓り行く者路を讓る

入其邑男女異路斑白者不提挈ヲ入其邑ニ男女路ヲ異ニス斑白者ハ提挈セズ

其の邑に入れば男女路を異にす斑白者は提挈せず

提挈ヲ斑白者ハ不提挈ヲ

提挈を斑白者は提挈せず

入其朝士ハ讓大夫ヲ大夫ハ讓公ヲ

其の朝に入れば士は大夫を讓り大夫は公を讓る

公ハ讓天子ヲ

公は天子を讓る

虞芮之君ハ相與ニ田ヲ爭フ

虞芮の君は相與に田を爭ふ

虞芮之君相與に田を爭ふ

虞芮之君相與爭田

虞芮之君相與に田を爭ふ

虞芮之君相與に田を爭ふ

虞芮之君相與に田を爭ふ

入ハ・男女路ヲ異ニシ・斑白ノ者ハ・提挈セズ・其朝ニ入ハ士ハ大夫ト爲ト讓・大夫ハ卿爲ト讓

白者不提挈入其朝士讓爲大夫大夫讓爲卿

周ノ境ニ至ルニ・文王ノ德ニ薫民化テ・耕ヲ讓・農民ハ畔ヲ爭ヒシ・道行人ハ・男ヲ右ニ・女ヲ左ニ・其別ヲ正シ・髮斑白ノ人ノ重キ荷物ヲ手モ提挈ラレザルヲ・朝廷ニ・諸士ノ衆中ニハ・我ハ大夫ト・其爭論ヲ辭退セザルハ・大夫ノ國卿ト・辭退セザルナシ

周之境至文王之德薫民化耕讓畔道行人男右女左別正髮斑白不提挈朝廷諸士衆中我大夫爭論辭退大夫國卿辭退

二國之君感而相謂曰我等小人不可以履君子之庭乃相讓以其所爭田爲閒田而退虞芮之君大ニ感シ誠ニ我等ガ爭論ハ・君子ノ庭ヲ履モ恥ヅベシ・爭論ノ田地ヲ・閒田トハシテ事ヲ天下ニ聞ユル事ヲ恥ヅベシトテ・文王ニ謁セズ・凡四十餘國ヨリ歸服セリ

二國之君感而相謂曰我等小人不可以履君子之庭乃相讓以其所爭田爲閒田而退虞芮之君大感誠我等爭論君子之庭恥爭論田地閒田爲恥事天下聞文王凡四十餘國歸服

曾子曰・能ヲ以テ不能ニ問・多ヲ以テ寡キニ問・有ルモ無ガ若ク・實モ虛ガ若ク・犯サレテモ校ズ・昔者吾友嘗テ事ニ斯ニ從ヒ

曾子曰以能問於不能以多問於寡有若無實若虛犯而不校昔吾友嘗從事於斯矣我義理ヲ深ク得ルニ能ハザルモ・不能ナル人ニ・能ヲ問ヒ・多キ事ニ寡キ人ニ問ヒ・身ニ有ルモ無キガ如ク・實モ虛ガ如ク・人ニ犯サレテモ・我ヲ犯シ・ソノ人ノ肝要ナル志ヲ・ソノ人ノ心ヲ・校ルコトナキヲ・昔者曾子ノ友ニ斯ヲ事トシテ行ヒシモノヲ・ソノ友ニ顏子トイヒシナルベシ

於於於矣

孔子曰晏平仲善與人交久而敬之凡て人の交は始に厚く終に薄く新に親しむも久くなれば狎れ侮る人情なり晏子は齊の大夫晏平仲と交接の道を重んじられしゆゑに年久しくなるほど人ますます敬ひ盡しけるなり

孔子曰晏平仲善與人交久而敬

聖人爲てこれを稱一たゝふ

右明倫　常なみちなりその義を明りのく

孟子の曰く・伯夷目に惡色と視不・耳に惡聲と聽不

孟子曰。伯夷目不視惡色耳不聽惡

子游武城の宰と爲し子曰く・女人を得る乎

子游爲武城宰。子曰。女得人焉爾

（高爾）

○子游爲武城宰

日ひ・澹臺滅明なる者有・行徑に由不・公事に非れば未嘗て偃之室に至未

（未二度於也）

乎　聖人の衙門人子游・武城といへる邑の宰となりて後聖人へ逢そまうる聖人問給ひしに凡そ民を治上に立るもの賢德ある人を得ずんばあらず・女さきの人いかゞ得しやと

滅明者行不由徑非公事未嘗至於偃之室也　子游の巷に近頃・澹臺名は滅明といへる者あり・心正直を好て斜邪なる事を惡ず・依て歩行も徑よりはせず・公用の外は謁を請ことなくて・私の室に至り申さゞれば・賢德をしたひ知ざる人もなし・是を以てその偃が子游の招ありて

○高柴自見孔子足不履影啓蟄不殺方長不折

高柴孔子に見し自・足跡を履不・啓蟄殺不・方長折不

衛轍之難に出んとて而門閉ち

衛轍之難出而門閉

或ひと曰く・此に徑有・子盍曰く・吾之を聞君子は徑ゟ不・曰く・此に實有・子盍曰く・吾之を聞君

或曰此有徑子盍徑吾聞之君子不徑。曰此有實子盍問使者至

門啓而出　衛の公子・名は轍一父と爭論戰鬪の難ありその時子

子ハ寛ようセ不・
間く有て使者至
門啓て而て出

南容白圭と三
復す・孔子其
兄の子を以て
之に妻す

子路詰と宿る
こと無

孔子曰ハく・敝
縕袍を衣て・狐
貉と衣る者與
立て而て恥不
者・其由也與

鄭の子藏出て
宋に奔・聚鶡冠
と好・鄭伯聞て
而之を惡・盜ちこ
之と殺使

君子曰く・服の
喪うく不・身の災
の也・詩に曰く
彼其の之子・其

羔門に閉こめられるに小徑あり
子羔怒けるハ君子ハ正を道ふり出べし徑
ハゆくべからず・又或人告てあに堰の賢ありとひけ
をバ子羔又始のごとくに答へ・間ありて使者きたり
それの門を啓よと
倣て門より出よ

○南容三復白圭孔子以其兄之子妻之

同く御門人南容ハ吾に一言と出くと
重ゝ常に詩經の白圭の詩と三復
てるゝをそ。その詩の詞に。いふ上品なる白圭
の。たまゝ玷損ふらくも
のふうなひふるまひ
なり。其後聖人凡子を以て妻ふせき

○子路無宿諾

ひとゝきゝ聞ゝてくれ然諾くハ一日も其宿にこと
て人うけ。かるゝ

○孔子曰衣敝縕袍與衣狐貉者立而不恥者其由也與

子路の氣質ゝく義
に心恥くのごとくなし。
ゝ我身ハ敝ゝ縕袍衣を著ゝ與に立ちべてとも恥
かくハ如ゝざるハ
聖人その德を賞ゝ

○鄭子藏出奔宋好聚鶡冠鄭伯聞而惡之使盜殺之

鄭の君の子。子藏罪こと得
て來の國に出奔する
に常ゝ鶡ゝいる鳥のつ
翠の羽をそ美ゝさうの心入う
にきと惡て人に命じて恐
ゝる盜ゝつゝゝて殺さゝるなり 鄭伯き

喪身之災也詩曰彼其之子不稱其

服子臧不稱也夫君子之於人也稱其美而隱其惡故服子臧不稱也夫

衰正而不失其德故稱其美而隱其惡

(十一)公父文伯退朝朝其母其母方績文伯曰以歜之家而主猶績乎公父文伯

以歜之家而主猶績乎公父文伯退朝朝其母其母方績文伯曰以歜之家而主猶績乎

其母嘆而曰魯其亡乎使僮子備官

其母嘆而曰魯其亡乎使僮子備官

而未之聞邪居吾語女

而未之聞邪居吾語女

民勞則思思則善心生逸則淫淫則忘善忘善則惡心生

民勞則思思則善心生逸則淫淫則忘善忘善則惡心生

沃土之民不材淫也瘠土之民不材淫也

沃土之民不材淫也瘠土之民不材淫也

之民莫不嚮義勞也　飭生產之出來也
不淫於他事　惰土之民不義
嚮不勤莫勞
於其地也

是故王后親織玄紞
以供王之冕紘
公侯之夫人加以紘綖卿之內子爲
大帶命婦成祭服列士之妻加之以
朝服自庶士以下皆衣其夫
是故古者大子之王后
自織紞與紘綖而冠之
公侯之夫人加紞與紘而綖之
后夫人加之以鞠衣
公侯之夫人加之以褖衣
內子爲大帶而命婦成祭服
列士之妻加之以朝服
庶士以下皆衣其夫

獻功男女效績
仲春祭社禮神
賦事蚕而
社而賦事蚕而
獻功男女效績
以則有辟古之制也
辟古者謂男女之事業
吾冀之而朝夕修我
吾冀之而朝夕修我
以則有辟古之制也

廢先人爾今曰胡不自安以是承君
古代之法
廢先人爾今曰胡不自安以是承君
之官予懼穆伯之絕嗣也
之官予懼穆伯之絕嗣也

孔子曰賢哉囘也一簞食一瓢飲

孔子曰以約失之者鮮矣一章
孔子曰以約失之者鮮矣一章

在陋巷人不堪其憂回也不改其樂賢哉回也

顏淵名回○簞飯器也○瓢飲器也○陋巷狹邪之巷○堪勝也○改變也○回稱其賢而又歎其能樂於貧陋蓋聖賢之心以道義爲樂而不以貧富動其心也

右敬身

衛莊公娶于齊東宮得臣之妹曰莊姜美而無子

衛之君莊公之妻莊姜ハ齊の東宮得臣といふその妹なり容貌美麗なれども子なし

其娣戴嬀生桓公莊姜以爲己子

娣ハ妹ノ稱ナリ○戴嬀ノ者戴嬀ノ生ム公子州吁ト嬪ノ者ハ莊姜ノ生ム公子ト吾子ト云ヒ居ケリ○桓公ト吾子トハ莊姜ヲ指ス

右敬嫡

衛の莊公齊の東宮得臣之妹を娶て夫人とす美にして子無し

其娣戴嬀桓公を生む莊姜以て己の子と爲す公子州吁と嬖人之子

也寵と有て而も兵を好む公禁ぜず莊姜之を惡む

石碏諫て曰く臣聞く子を愛するは之を教ふるを以てし義方を以てす驕奢淫泆は自て邪に納る所也四の者之來ること寵祿過也

石碏ハ衛の大夫石厚ノ父ナリ○諫ハ諫ノ字ノ通用ナリ○驕ハ驕傲ナリ○泆ハ淫ニ同シ○義方ハ義理ノ方ノ事ナリ○邪ハ邪惡ナリ○四ノ者ハ驕奢淫泆ノ四ノ病ヲ指ス○寵祿過ハ寵愛シ祿ヲ與ルノ過ヲ指ス

夫寵而驕不驕而能降降而憾憾而能聆者鮮矣

人之子也有寵而好兵公弗禁莊姜惡之

惡ハ同上○子ハ公子州吁ノ事ナリ○殊ニ莊公ノ寵愛シテ常ニ兵道ヲ好ムヲ莊姜ハ賢女ナレバ惡ムナリ○嫡子ニ對シテハ嫡子ニ惡マレンコトヲ慮テナリ

石碏諫曰臣聞愛子教之以義方弗納於邪驕奢淫泆所自邪也四者之來寵祿過也

大夫石碏ハ賢者ナリ○諫ハ諫ノ字ノ通用ナリ○小人ノ子ヲ愛スルハ愛ノミニテ嚴ナラズ教ナシ今日信實ニ子ヲ愛スルハ義理ノ方ノ事ヲ教テ邪惡驕傲奢侈淫泆ノ四ノ病ヘ多ク寵愛シ俸祿ヲ過ス程ニ與ルナリ

夫寵而不驕驕而能聆者鮮矣

納ハ入ルノ義ナリ右ノ四ノ病ヲ除ク程ニ起ルヲ云フ

且夫賤貴と妨げ
少長と陵
遠親と間
と間
小大に加へ
搖義と破
所謂六逆也
君に義に臣に行
兄愛弟敬す

今日寵愛に逢てもその心驕傲にうく・又は驕の心なくきぐうても・日下之と降一つもるゝ妙なり・ここて人より是非なくこゝに我と降さへきる事なるへし・心に感ひこゝろく・我人の無體に逢て感でさあらんやうても能氣と珍やそこらうに凡人の此に鮮き

且夫賤貴妨

少陵長

年少の長者と陵ぁ
無禮なる類へ

遠間親

他人より親き中と間さく

新間舊

新きく舊しきを疏なる

小加大

巳が德すくなうして德
大きものへおかさうる加ふるなり

搖破義

道にそむき凡て搖溺みて義理とそむき破たぐい

所謂六逆也

以上六ぐ〜道に逆なり

君義臣行

君の命令こゝろ義理にうく臣たれと愛みそなへ

兄愛弟敬

愛する因て敬ふにうぐ

所謂六順也
順と上に逆に效
い禍ひと速所以
也・人に君こる者
將に禍ひ是辭
去と將・而こと
と速・乃ち不可
るこし無ん乎
將二度ノ下ヘ

劉の康公・成の
肅公・晉侯に會
して秦と伐・成子
脈を社に獻て
敬を不

劉子れ曰く・吾
之と聞・民へ天

自然に愛敬
るゝべきをうく所謂六順也
順道

逆所以速禍也君人者將禍是務去

而速之無乃不可乎

へに君しなりの
の務て禍災と去
に逆に效
の甚大こ

劉康公成肅公會晉侯伐秦成子

晉の侯屬公ら
を伐・劉し成こ
に今順と去て
道におそ不可

受脈于社不敬

加勢あり・そ
なる供物の
成公出陣の例こて社の祭と
社へ土地の神
まつるかう不祥の事うれば

民受天地之中以生所謂命也是以

神なう醫氣と
脈と受持て敬む體なく悲しく

地之中而受以生者所謂命也是天地陽之中和氣而生者也

能守其者而養之以福者能也不能者敗也

是故君子禮以定命凡事動小人以力盡力而致敬盡力而致敬盡禮而已

有動作禮義威儀之則以定命也凡人受天地陰陽之中和氣而生者也是天地陽之中和氣而生者所謂命也是以有動作禮義威儀之則有以定命也

能守其者而養之以福不能者敗也

是故君子禮以定命凡事動小人以力盡力而致敬盡禮而已

依而吉福而凶德而敗而凶是謂能性命而養之以福災者

是故君子謹於禮義而守其正謂行而慎其威儀以定其命

依而吉福而凶德而敗而凶是謂能性命而養之以福災者

是故君子謹於禮義而守其正謂行而慎其威儀以定其命

以取禍夫故禮義之道不可斯須去身非禮義之謂也

以取禍夫故禮義之道不可斯須去身非禮義之謂也

萬事夫々有分限規矩文飾各有容貌文飾各有容貌各付其宜各稱其服

萬事夫々有分限規矩文飾各有容貌文飾各有容貌各付其宜各稱其服

容貌各付其宜各稱其服各得其所各處其位各處其位

容貌各付其宜各稱其服各得其所各處其位各處其位

能者養之以福不能者敗也

能者養之以福不能者敗也

是故君子禮以定命凡事動小人以力盡力而致敬盡禮而已

是故君子禮以定命凡事動小人以力盡力而致敬盡禮而已

依而吉福而凶德而敗而凶是謂能性命而養之以福災者

依而吉福而凶德而敗而凶是謂能性命而養之以福災者

是故君子謹於禮義而守其正謂行而慎其威儀以定其命

是故君子謹於禮義而守其正謂行而慎其威儀以定其命

以取禍夫故禮義之道不可斯須去身非禮義之謂也

以取禍夫故禮義之道不可斯須去身非禮義之謂也

萬事夫々有分限規矩文飾各有容貌文飾各有容貌各付其宜各稱其服

萬事夫々有分限規矩文飾各有容貌文飾各有容貌各付其宜各稱其服

容貌各付其宜各稱其服各得其所各處其位各處其位

容貌各付其宜各稱其服各得其所各處其位各處其位

勤禮小人盡力勤禮莫如致敬盡力

勤禮小人盡力勤禮莫如致敬盡力

莫如敦篤敬在養神篤在守業是故君子

莫如敦篤敬在養神篤在守業是故君子

上に立君子ハ敬ヲ第一トシ敬ハ神明に奉養と天子ハ天下にあるゆゑ勤ハ力を盡し敬ハ盡禮ニ在リ小人ハ下にあるゆゑ勤ハ力を盡し敬ハ盡禮ニ在リ

律義いづれを守て一生業をつとめ守たるべし

國之大事在祀與戎祀有執膰戎有

國之大事在祀與戎祀有執膰戎有

受脤神之大節也國の大事ハ神明を祀り兵を動すにあるなり

受脤神之大節也國の大事ハ神明を祀り兵を動すにあるなり

宗廟神明と祭祀ハ供の膰を執て大夫各々へ頒賜の禮あり又軍を出すハ社祭の脤あり

宗廟神明と祭祀ハ供の膰を執て大夫各々へ頒賜の禮あり又軍を出すハ社祭の脤あり

これを謹て拜し受る

これを謹て拜し受る

の禮あり何も神明大節の事ゆゑ

の禮あり何も神明大節の事ゆゑ

今成子惰棄其命

今成子惰棄其命

矣其不及乎儀ハ義ニ同し

矣其不及乎儀ハ義ニ同し

反ゆきて道理ニ心を留て禮と棄て

反ゆきて道理ニ心を留て禮と棄て

音の國にて死ニたるハ

音の國にて死ニたるハ

衛侯在楚北宮文子見令尹圍之

衛侯在楚北宮文子見令尹圍之

衛侯楚に在北官文子令尹圍

衛侯楚に在北官文子令尹圍

其命と棄其反ら不ん乎矣

其命と棄其反ら不ん乎矣

今成子惰

今成子惰

脤と養ふを在篤ニ

脤と養ふを在篤ニ

神と業と守に在。

神と業と守に在。

國之大事ハ祀ニ戎與に在。祀ニ膰と執ニ有戎に脤を受ニ有。神の之大節也

國之大事ハ祀ニ戎與に在。祀ニ膰と執ニ有戎に脤を受ニ有。神の之大節也

威儀言於衛侯曰。令尹其將不免。詩云。敬慎威儀。維民之則。令尹無威儀。民無則焉。民所不則。以在民之上。不可以終。衛侯曰。令尹其將何如。對曰。有威而可畏。公曰。善哉。何謂威儀。對曰。有威而可畏。謂其下畏而愛之。則而象之。故能有其國家。令聞長世。君有君之威儀。其下畏而愛之。故能守其官職。保族宜家。是以上下能相固也。是以順以下皆如是。

之威儀。見衛侯。衛侯問令尹焉。對曰。令尹不免。詩云。敬慎威儀。維民之則。令尹無威儀。民則無焉。民所不則。以在民之上。不可以終。衛侯曰。善哉。何謂威儀。對曰。有威而可畏。謂其下畏而愛之。則而象之。故能有其國家。令聞長世。君有君之威儀。其下畏而愛之。故能守其官職。保族宜家。是以上下能相固也。是以順以下皆如是。

衛詩曰威儀棣棣不可選也言君臣上下父子兄弟內外大小皆有威儀也（詩經の衛風の詩に曰く。威儀棣々として、欠くべからざるの謂ひ。凡て上より下まで、内外大小皆威儀有るを也）

周詩曰朋友攸攝攝以威儀（周詩に曰く。朋友の道を言ふ。相教訓するに威儀を以てする也）

故君子（故に君子）

威儀言朋友之道必相教訓以威儀也（又周頌の詞に曰く。朋友は互ひに身を以て輔け、仁義を以てたがひに教訓し、威儀を以て相接するものぞと。此詩は朋友の信の道と、威儀の大小とに就て言ふ。凡て威儀は、内より外に及ぼすべきものなれば、先づ己が威儀を正しくして、而して後に人を見て敬慎がましき施舍可愛（施舍は、己が威儀と敬慎がましき施舍は、自然に人に愛せられ見て畏るゝ）

在位可畏（位に在て畏可し）

進退可度（進退一度とす可し）

周旋可則（周旋則とす可し）

容止可觀（容止は、靜にして觀る可し）

作事可法（事を作すは、人の法とすべし）

聲氣可樂（聲氣は、人の樂とするところ）

動作有文（動作は、萬事大小の動作に表裏言語有章（言語は、文明にあるべし）

德行可象（德行は、人の象とするところ）

以臨其下謂之有威儀（上に立つの此德義ありてこそ。下萬民に臨むべきやう威儀ありてこそ。下萬民に敷明倫敬身三ケ條のことを以て議論なりこそ）

右通論

小學卷之四終

文苑堂